

公衆浴場入浴料金統制額 算定基準

1 総括原価

公衆浴場料金の総括原価は、営業費用および営業外費用の合計額から控除項目の額を差引いたものに、法人経営の場合の法人税、個人経営の場合の所得税等の諸税および株主配当経営者報酬等の事業の報酬の額を加えたものとする。

2 原価計算期間

原価計算期間は、事業年度を単位として、将来の一年間とする。

3 営業費用

営業費用は、公衆浴場経営のために必要な費用として、実績および合理的な将来の予想等を基礎として算定した適正な額でなければならない。

(1) 人件費

人件費は原価計算期間中における情勢の変化を考慮して適正な標準額を用い算出した額とする。なお、退職給与引当金については、税法（所得税法施行令 154 条等）の定めるところにより計算した額を超えない範囲内の適正な額とする。

(2) 用水費および光熱費

用水費および光熱費は、実績期間中における情勢の変化を考慮して、適正に算出した額とする。

(3) 燃料費

燃料費は、実績および原価計算期間中における情勢の変化を考慮して、適正に算出した額とする。

(4) 減価償却

減価償却費は、原価計算期間を通じて存する公衆浴場事業用固定資産の取得価額および原価計算期間中に増加する公衆浴場事業用固定資産の取得価額に対して定額法により算出した額とする。この場合において耐用年数および取得価額は、税法の定めるところによる。

(5) その他の諸経費

その他の諸経費は、実績および原価計算期間中の情勢の変化を考慮して適正に算出した額とする。

4 営業外費用および特別損失

支払利息等の営業外費用および固定資産の売却損等の特別損は、実績および原価計算期間中の予想を考慮して適正に算出した額とする。

5 事業報酬

事業報酬は、原価計算期間中の自己資本の額の 10 パーセント以内で、原価計算期間中における情勢の変化を考慮して適正に算出した額とする。

6 建物再調達費

建物再調達費は、貸借対照表の資産の部に計上された前期末における建物（その従物を含む）の帳簿価額の 5 パーセント以内として算定する。ただし、処理にあたっては、建物再調達引当金勘定を設定しなければならない。

7 原価計算表の様式等

原価計算表および経費の内訳ならびに計算方式は、別紙のとおりとする。

公衆浴場入浴料金原価計算表の科目説明及び収入・費用の計算方法

科 目		説 明	推 定
1	入 浴 料 金 収 入	入浴料金のみ収入(入浴券を含む)	実績
2	営 業 外 収 入	受取利息・雑収入	実績
3	補 助 金	利子補助金等	実績
4	特 別 利 益	売却益	実績
収 益 合 計			
営 業 費 用	5 人 件 費	給料(役員報酬・店主報酬を含む)	標準額×適正な増減率
	6 用 水 費	上水道・下水道料金	実績(実績期間中に改定のあった場合は補正した額)
	7 光 熱 費	電灯・電力料金	実績×適正な増減率
	8 燃 料 費	重油等の料金	実績×適正な増減率
	9 減価償却費	建物・設備の償却費	定額法
	10 地代・家賃	借地料・預り経営者の家賃	実績＋土地固定資産税の適正な推定増減
	11 修 繕 費	設備・備品の破損修理費	実績×適正な増減率
	12 公 租 公 課	事業税・固定資産税・消費税等	実績＋土地固定資産税の適正な推定増減
	13 保 険 料	損害保険料(火災等)	実績
	14 備品・消耗品費	備品及び消耗品費	実績×適正な増減率
	15 会費・交際費	組合費・交際接待費	実績
	16 その他の諸経費	交通費・通信費・電話料・顧問料 その他の雑費	実績＋雑費の適正な推定増減
合 計			
17	営 業 外 費 用	支払利息等	実績
18	特 別 損 失	廃棄損	実績
19	建 物 再 調 達 費	建物再調達のための積立金	実績(帳簿価格の5%以内)
費 用 合 計			
20	収 支 差		
21	事 業 報 酬	資本報酬	実績(資本計の10%以内)
過 不 足 額			
所 要 変 動 率		次期変動率	$\frac{(\text{費用合計} + \text{事業報酬}) - \text{収益合計}}{\text{入浴料金収入}}$